



こさがわちょう

第147号

令和3年10月14日

# 議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



高池保育所 運動会

## 令和3年9月定例会（9月7日～9月21日）

決算審議、条例 ..... 2～4ページ

過疎計画、補正予算など ..... 5～9ページ

一般質問に5議員 ..... 10～15ページ

臨時会、編集委員会より ..... 16ページ

## 令和2年度決算、令和3年度補正予算などを審議

9月定例会には、令和2年度一般会計及び、各特別会計の決算8件と、令和3年度補正予算8件、条例関係3件、報告1件、その他2件、計22件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。令和2年度決算・令和3年度補正予算の質疑応答や主な議案について要約して掲載しています。

### 一般会計歳出

# 34億7639万円

### 決算審議

#### 監査意見書

令和2年度古座川町一般会計及び、特別会計の健全化判断比率、資金不足比率及び算定の基礎となる書類は、適正に処理されていると認める。

#### 総括

問 令和2年度の決算は町長の思い通りできたかどうか。  
答 町民の方に、どれだけのことをやってきたのかということが、問われると思う。もっと積極的なことも、必要ではなかったかと思う。今後これ

一つの教訓に、前向きに進めたい。

#### 歳入

問 収入未済額、不納欠損額が掲載されているが、どのような徴収努力をしてきたのか。管理簿はあるのか。  
答 督促状を發布し、臨戸訪問などによって納入をうながしている。管理簿はある。

#### 歳出

問 過去の実績に基き計上しているが、年度によって必要のない部分が出てくる。  
答 財産管理費の森林災害共済保険料は、何に使うのか。

#### 総務費

問 職員研修講師謝礼が

町有林の災害や台風被害に対する保険である。対象地域は、45カ所、169ヘクタール

問 である。

諸費の区運営補助金について、住民監査請求が出された。

監査員からは支給要綱を作成し、今後の運用を適正におこなうべきであると指摘されている。

答 支給要綱はできているのか。  
令和3年6月に交付要綱を作成した。

5つの地区の区長会への交付金を含めて、区運営交付金、区運営活動費、区長会交付金、区長会運営活動費である。

### 民生費

問

社会福祉総務費の住環境整備事業補助金はスロープや手すりの設置補助金である。もっとPRに努めるべきではないか。

答

実態は社会福祉協議会の見守り隊の方や、地域包括センターの方が、訪問した際の相談の中で設置している。今後PRに努めたい。

問

障害者福祉費の新宮東牟婁手をつなぐ育成



令和2年度決算書

会補助金とあるが、どのような活動をしているのか。

知的障害者の保護者の方が主体となって、情報交換や運動会などの活動をおこなっている。

環境衛生費のアメリカカンザイシロアリ防除関連業務委託料は、どのように使われたのか。

### 衛生費

当初は燻蒸処理の予定であったが、業者の都合で、日本シロアリ協会に委託し、薬剤注入処理をした。効果は2年から3年と聞いている。

前年度に比べて売り上げが下がった人が対象であったが、今回は収入が下がった。効果は2年から3年と聞いている。

地区全体の防除処理をしなければ、効果はない。そのめどは立っているのか。

燻蒸でいくのか、薬剤注入でいくのか、個人の負担金も含めて、

地元、月野瀬地区の皆さんとも、協議をしていきたい。

### 農林水産業費

農業振興費の負担金、補助及び交付金の不用額が、477万余円計上されている理由は何か。

古座川町特産品生産者支援金(コロナ対策)は、当初の予定よりも申込者が少なかったため。

前回の支援制度は、

前年度に比べて売り上げが下がった人が対象であったが、今回は収入が下がった。効果は2年から3年と聞いている。



アメリカカンザイシロアリ薬剤注入

入が増えた人にも支給されている。

今回の特産品支援金は、地域経済の活性化も目的の一つである。

山村振興対策事業費のさくらの町づくり準備委員会報酬は、どのような協議がされ、今後のような活動を目指しているのか。

昨年3月に会議を開いた。クマノザクラだけではなしに、ソメイヨシノなども含めた今後の町づくりについて協議していく。

農業振興費の古座川町地域農業再生協議会などに管理してもらっているトラクターの使用料は一日400円である。田植え機、コンバインなどの使用について、もっとPRすべきではないか。

貸し出しの単価は、再生協議会が決められている。PRも含め今後協議していく。

### 商工費

観光費の美女湯温泉管理委託料が出ているが、美女湯温泉を利用した湯治場づくり、町づくりを検討してはどうか。

温泉としてはいい温泉である。進入する道路も含めて、地域づくり、町づくりの中で検討する。

### 災害復旧費

11月6日の臨時会で、金額の変更のあった工事に關して、11月10日に1月16日まで2カ月間工期を延ばすという話があった。

なぜ11月6日の議会で説明しなかったのか。担当者として書類を確認する中で、時間を要する見込みであることが分かったため、工期を延長した。

大きな工事は1月19日まで工期を延ばして、随時契約工事については、3月26日まで工期を延ばしている。



貸し出し用トラクター

### 討論

反対

理由のつかない工期延長とあるので賛成できない。

賛成

討論なし

### 採決

賛成多数で可決。

反対者

大屋一成、谷孝士

賛成者

佃奈津代、瀧口定延、洞佳和、淡佐口幸男、中田善和、榎原貴子(谷久司議長は採決に加わらない)



令和2年度 一般会計決算					
歳入39億5,852万円		歳出34億7,639万円		4億8,212万円の黒字	
経常収支比率	81.7% (昨年度は86.6%)				
地方債現在高(借金)	27億812万円 (昨年度より1億4,717万円の減)				
基金合計(貯金)	32億7,991万円 (昨年度より7,376万円の増)				
歳入・歳出の主なもの (単位:万円)					
歳入	金額	対前年度比	歳出	金額	対前年度比
町税	2億744	584	人件費	6億361	1億336
地方譲与税	9,396	3,073	物件費	6億1,902	2,067
地方消費税交付金	5,525	1,072	維持補修費	1億3,672	△ 2,213
地方交付税	18億4,294	6,610	扶助費	1億5,619	△ 419
国庫支出金	8億291	3億7,021	補助費等	7億9,552	3億5,655
県支出金	1億8,467	△ 4,171	公債費	3億4,904	△ 826
繰入金	4,231	△ 1億2,784	積立金	1億354	7,156
繰越金	4億5,747	4,884	繰出金	3億1,235	2,789
諸収入	3,656	294	普通建設事業費	2億1,967	△ 2億3,181
町債	1億9,033	△ 5,188	災害復旧費	1億8,069	△ 3,426

## 条例の改正

古座川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条例を改正する。

## 討論

反対

マイナンバー制度に関する法律の改正に伴うものである。マイナンバー制度は個人情報を一元的に管理することを目的としている。個人情報を守る点からも条例改正には賛成できない。国策であり、町がどうのこうの言うべきことではない。

古座川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 討論

反対

マイナンバー制度に関する法律の改正に伴うものである。マイナンバー制度は個人情報を一元的に管理することを目的としている。個人情報を守る点からも条例改正には賛成できない。



## 採決

賛成  
ワクチン接種など地方自治体としてメリットがある。マイナンバーカードの活用には賛成。この変更には何ら問題はない。

反対者  
いづれの条例も、賛成多数で可決。

賛成者  
洞佳和

佃奈津代、瀧口定延、淡佐口幸男、谷孝士、中田善和、大屋一成、樫原貴子

(谷久司議長は採決に加わらない)

古座川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別処置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別処置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除をおこなうために制定する。



# 古座川町過疎地域持続的発展計画

## 質疑応答の 主なもの

識不足であった。

問

新たな市場の開発とブランド化を進めるとのことだが。

答

シキミに関して、一部の生産者は、新たに九州方面への開拓を取り組んでいると聞いている。

今後ともそういうブランド化に向けた取り組みをやっていききたい。

問

休耕田や耕作放棄地が、どんどん増えてきている。農地取得の配慮はどのようなものか。

答

デジタル関連法案が施行され、住民の方の利便性向上や、マイナンバーなどを使った行政事務の効率化をしていきたい。

問

消防施設の充実が課題となっているとあるが、収納箱の消防ホースが朽ちてしまったという使用物にならないというところもあつたが、どう考えるのか。

答

新規就農者への円滑な農地取得の配慮として、農地管理機構を通じての休耕田の利用、農機具の購入補助などを進めていきたい。

問

住民一人ひとりが、今まで以上にきめ細かなサービスを享受できる社会の実現を目指してとあるが、現実的にはどう考えているのか。

答

今年に入り、消防ホースの購入など、施設整備の準備を進めているところである。その他に、車両や資機材も、順次整備していきたい。

問

給油サービスのステーションの設置は検討していないのか。

答

現状は七川ふるさとづくり協議会で、携行缶による運搬ということとで、継続していただいている。

問

再生可能エネルギー利用の推進とあるが、

太陽光パネル設置について、住民の不安が高まっているがどう考えているのか。

答

町として太陽光発電設備の設置を推進しているわけではない。

あくまで所有者の方と、利用者の方の合意によって、設置されているものと考えている。

条例では、住民の不安を取り除くよう業者に説明会の実施を指導している。

## 採決

4対4の可否同数となり、議長採決により「可」とすることに決定した。

反対者

佃奈津代、大屋一成

賛成者

谷孝士、檜原貴子、瀧口定延、中田善和、淡佐口幸男、洞佳和



太陽光発電 (三尾川)

## 古座川町過疎地域持続的発展計画

計画期間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）

<b>① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> 短期滞在住宅整備事業、移住・交流推進事業、大学等連携交流助成事業
<b>② 産業の振興</b> 小規模土地改良事業（農道・用排水路）、山村振興対策事業（町単独）、観光施設等整備事業、農業者育成支援事業、鳥獣害対策支援事業（鳥獣追い払い隊支援等）、ハイキングルート維持管理事業、観光施設運営委託事業、ジビエ推進事業、淡水魚資源対策事業（放流助成）、古座川町木造住宅等推進事業、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業
<b>③ 地域における情報化</b> 防災総合無線デジタル化事業、移動系無線機更新事業、行政情報システム事業（住基・財政会計・税等）、地域情報システム事業
<b>④ 交通施設の整備、交通手段の確保</b> 町道改良事業、町道維持補修舗装事業、橋梁維持修繕事業（長寿命化対策等）、トンネル点検事業、農道維持補修事業、林道改良事業、林道維持補修舗装事業、ふるさとバス施設整備事業、ふるさとバス運行事業
<b>⑤ 生活環境の整備</b> 簡易水道整備事業（老朽化した施設の更新）、簡易水道維持管理事業（簡易水道事業7施設の維持管理）、合併処理浄化槽設置助成事業（18基／年）、ごみ収集処理委託事業（約800t／年）、可燃ごみ処理施設建設運営分担金、し尿処理施設建設運営分担金、防火水槽設置事業、消防救急デジタル無線委託事業、消防団指令車整備事業、消防防災設備備品購入事業負担金（高規格救急車、軽積載車）、公営住宅改修事業、自主防災活動支援事業、常備消防業務委託事業、避難施設等整備事業、住宅地等整備事業
<b>⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> 高齢者生活福祉センター運営委託事業、介護予防・地域支え合い事業、外出支援サービス事業、患者等送迎事業、高齢者見守り支援事業、家族介護慰労手当支給事業、子育て支援事業、学童保育所運営委託事業、家族介護用品給付事業
<b>⑦ 医療の確保</b> 診療所特別会計繰出金、疾病予防対策事業（予防接種等）、保健事業（健康診断等）
<b>⑧ 教育の振興</b> スクールバス整備事業、池野山集会所等整備事業、児童交流事業、スクールバス運行事業、教育支援事業、学校給食運営事業、外国青年招致事業、公民館事業、保・小・中一貫教育推進事業、英語教育推進事業
<b>⑨ 集落の整備</b> 集落支援事業
<b>⑩ 地域文化の振興等</b> 文化財保護・保全事業
<b>⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進</b> 町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。
<b>⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b> 地籍調査事業

一般会計補正予算（第3号）

地方創生臨時給付金関連事業など

1億9638万4000円を追加

歳入

問

今回、臨時財政対策債を約6500万円に減額しているが、町の標準財政規模だと約5000万円が限度額ではないか。

答

限度額や算出方法については、勉強不足もあり、後日確認する。金額については、国からの決定額である。

歳出

民生費

問

高池にある複合セン



複合センター（高池）

答

今、社会福祉協議会でしている巡回型カフェの常時版を考えている。

問

月曜日から金曜日まで職員が常駐し、基本的には町内の方全員気軽に寄ってもらえる形にしたいと考えている。

75才以上の高齢者な

衛生費

問

高池地区から明神診療所への送迎用車を購入することだが、その理由と運用の仕方は。

答

高池にあった病院が、2年前に閉められ、住民の方がたからの話もあった。

問

どに、生活支援金を給付する理由は。

答

高齢者の定義は、65才以上であるが、現役で働いている人も多く、特に75才以上の方が、新型コロナウイルスの影響で外に出られなかつたり、活動が制限されていると判断した。

農林水産業費

問

豚熱対策用冷蔵庫の購入目的は。

答

捕獲した猪を処理し、



基本的には、予約制で送迎するようにしたい。

問

送迎については、他の地区は対象にならないのか。

答

今回は、高池地区を予定している。明神、小川、三尾川地区は、社会福祉協議会で対応してもらっている。

商工費

問

ぼたん荘いりり館付近に13力所のRVパーク電源を設置するところか。

答

旧ゲートボール場に10台、駐車場に3台設置する予定である。

問

鍵付きボックス型の一泊当たりの金額を設定し、利用できるよう検討している。

教育費

問

ギガスクール保守委託料が計上されているが、目的は。

答

休校時に自宅で学習するためのもので、1人1台、小学1年生から中学3年生まで、175名全員対象である。

一般会計補正予算（第2号）

一般会計補正予算（第4号）

三尾川へき地保育所のエアコンが購入後19年経過しており、買い替えるもの。

古座中学校のエアコンが購入後18年経過しており、買い替えるもの。





一般会計補正予算（第2号） 歳出の主なもの		
<b>民生費</b>		
児童福祉施設費	エアコン（三尾川へき地保育所）	25万円
一般会計補正予算（第3号） 歳出の主なもの		
<b>総務費</b>		
財産管理費	町有地舗装補修工事（高池複合センター周辺）	330万円
出張所費	一般管理備品（サーマルカメラ3台 各出張所分）	165万円
情報推進費	地域情報システム改修委託料	314万円
<b>民生費</b>		
社会福祉総務費	後期高齢者等生活支援給付金	2,035万円
<b>衛生費</b>		
診療所費	公用車（明神診療所 患者送迎用）	398万円
<b>農林水産業費</b>		
山村振興対策事業費	修繕料（定住促進住宅の雨漏れ）	120万円
	豚熱対策用冷蔵庫（ジビエ施設内）	80万円
林業振興費	経営管理権集積計画作成業務委託料	74万円
<b>商工費</b>		
商工振興費	地域経済活性化商品券事業補助金	2,600万円
観光費	RVパーク電源設置業務委託料（ぼたん荘 いろり館周辺）	200万円
<b>教育費</b>		
事務局費	大学生等生活支援給付金（50名）	350万円
	子育て世帯応援給付金（235名）	500万円
一般会計補正予算（第4号） 歳出の主なもの		
<b>教育費</b>		
学校管理費	エアコン（古座中学校）	95万円

**契約など**

**池野山集会所新築  
工事請負契約**

現在ある集会所の隣に建設するもの。契約金額8690万円。工期令和4年3月15日。

問

耐震のことは考えられていると思うが、どのくらいまでもつのか。

答

平成12年の基準が設けられているが、数値は明記されていない。

問

現在使用している集会所はどうするのか。

答

池野山区と協議する。土砂災害防止法でいう危険地域には入っていないのか。

問

災害危険区域には該当していない。

答

避難所として使う場合、10台の駐車スペースで足りるのか。

問

徒歩による一次避難が基本となっている。駐車場が足りるかどうかはわからない。

問

**町道平井三河線道路  
災害工事変更契約**

受注板一部材質の変更と仮設盛土の数量変更及び大型土の数量の変更をおこなうもの。307万円の増額で工期の変更はなし。

問

土のうを置いて盛土をしているが、下部が石積みであったので地盤沈下している。

答

支持基盤の検査は十分におこなったのか。

問

永久構造物ではないので調査はしていない。経済的な工法で計画している。

答

袋詰め玉石工という方法もある。雨で流されたら二度手間になり、工期も延びてお金も必要になるが。

問

袋詰め玉石工という方法もある。雨で流されたら二度手間になり、工期も延びてお金も必要になるが。

答

袋詰め玉石工という方法もある。雨で流されたら二度手間になり、工期も延びてお金も必要になるが。

答

袋詰め玉石は洗堀防止のため置いてある。今回は補助の災害工事である。今後類似の工事があれば最適な方法を考えていく。

**相瀬線（一枚岩橋）橋梁補修工事請負契約**

橋の塗替えをおこなうもの。契約金額5581万円。工期は令和4年2月28日。

問

ランダム係数の基準はどこに置いているのか。

答

中央公共工事制度運用連絡協議会の算出モデルを使用している。ランダム係数0.985から1.015の間に置いている。

問

湿気などで工期が延びることもあると思うが、考慮にいれているか。

答

天候など場合によつ

ては繰越の可能性もある。

**財産の取得**

**塵芥収集車の買替**

問

予定価格と落札価格は。

答

予定価格は1236万円で、落札価格は税抜き850万円である。

問

14社指名しているが、11社が辞退している。

答

来年度において考える。

辞退の理由は。

塵芥車両の取り扱いをしていないということである。

問

指名するならば、取り扱い業者にすべきではないか。

答

指名届出書の中に、取り扱い車両が明記されてないためである。

問

下取りに出すことは考えていないのか。

答

来年度において考える。



相瀬線（一枚岩橋）

**意見書の送付**



議会提案の意見書を決議して、国の関係機関に先のとおり送付しました。

**コロナ禍による厳しい財政状況に  
対処し地方税財源の  
充実を求める意見書**

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

一、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方

財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

二、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきも

のであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

三、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする

こと。  
四、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じておこなわないこと。

五、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上全員一致で可決提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣  
他関係大臣



# 一般質問

## みんなの願いを町政に

5議員の質問事項は、次のとおりです

### 洞 佳和 (11ページ)

- ・新型コロナウイルス対策について
- ・ジェンダー平等と町政
- ・ぼたん荘を健康福祉施設に

### 淡佐口 幸男 (12ページ)

- ・古座川町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例の運用への取組み姿勢について問う
- ・町内消火栓ホース収納箱内のホースの経年劣化管理の強化を求める

### 樫原 貴子 (13ページ)

- ・古座川町はデジタル化に遅れをとっていないか
- ・地域農業の将来ビジョンを問う
- ・太陽光発電設備について

### 大屋 一成 (14ページ)

- ・町長の政治姿勢を問う

### 谷 孝士 (15ページ)

- ・町長の二期目公約を副町長や教育長の他の職員が厳守しているか

### 一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたえず、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方にに基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。



# 学校での万全なコロナ対策を

洞 佳和



また、園児や児童の家族に発熱があった場合、登園や登校を控えてもらうようにしている。

### 質問

県内の高齢者施設でPCR検査をしたら2名の方が陽性と判定された。

新型コロナウイルスは、1日の感染者が少し減ったが、重傷者や病院のひっ迫は厳しい状況が、続いている。

自覚症状のない方で検査をしなければクラスターにつながった可能性があると知事が答弁。

7月半ばからの4週間で6倍に増えたと、共産党が発表した。

学校や老人福祉施設でPCR検査をしてはどうか。

### 教育長

園児、児童は毎日自宅で検温をしてもらい報告を受けている。

町独自のPCR検査はおこなっていないが、感染状況や国の動向を見ながら検討する。

### 男女平等の古座川町を

教室では三密を避け、換気をよくし、消毒をおこない感染症対策に努めている。

古座川町のホームページでは「男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会をめざす」と書かれている。

### 質問

会計年度任用職員(非正規)は31名中29名が女性である。また女性の管理職(課長、副課長)は、17名中4名だけである。

### 質問

非正規職員は女性が多く、管理職は女性が少ないのが現状である。男女平等に向けての取り組みはどうか。

### 質問

私の知り合いは「生理用品をもって学校に行くのが辛かった」と話している。

### 質問

保健室に生理用品を取りに行くのが、生徒にとっては辛いことではないか。

どまらず、公に語るこ  
とがタブー視されてき  
た女性の性にかかわる  
健康福祉の問題として  
大きな反響を呼んでい  
る。

### 質問

学校や古座川町が管  
理しているトイレに、  
生理用品を置いてはど  
うか。

### 町長

公衆トイレへの生理  
用品の配置は考えてい  
ない。

### 教育長

学校では、保健室に  
生理用品を置いて、養  
護の先生が対応をして  
いる。

### 質問

私の知り合いは「生  
理用品をもって学校に  
行くのが辛かった」と  
話している。

### 町長

保健室に生理用品を  
取りに行くのが、生徒  
にとっては辛いことで  
はないか。

### 教育長

学校のトイレに、生  
理用品の備え付けをす  
べきである。

### 教育長

性教育や健康教育を  
することで、生理用品  
についても、特別な見

方がなくなるのではな  
いか。  
学校でするのか、個  
人でののか検討した  
い。

## ぼたん荘を憩いの場に

ぼたん荘では送迎付  
きの、無料入浴や、お  
買い物プラン、お食事  
プランなど懸命な努力  
をおこなっている。

高齢化率の高い古座  
川町で、町民の皆さん

が元気に活動できる環  
境を作ることによって、  
医療費の削減にもつな  
がるのではないかと。  
ぼたん荘を健康福祉  
施設として位置付け、  
町民の利用促進をはかっ  
てはどうか。

### 町長

ぼたん荘を、福祉施  
設として活用を図るな  
ど、町民の憩いの場と  
しての位置付けをより  
一層強化する。

(この文章は本人がま  
とめたものです)



月野瀬温泉 ぼたん荘

# 太陽光発電設備設置に関する 町条例運用への取組み姿勢を問う

淡佐口 幸男



古座川町内においても太陽光発電設備の設置が多くなってきているのが現状である。

地球温暖化の大きな要因となっている温室効果ガスの排出削減を考えると全てに反対する訳ではない。

設置工事を阻止することは基本的に難しいが、町政として、近隣住民、古座川町民の生活環境を守る、或いは自然環境の維持を図るなどの責務があると思われる。

条例第1条（目的）には、『この条例は、太陽光発電の設置によ

る自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域の調和及び自然環境の維持を図り、もって本町の良好な環境の保全に寄与する事を目的とする』と規定されている。

町政としてこの1条の目的を果たすために何に配慮し発電事業者に対応していくのか。

町長

条例制定前は業者からの説明がないまま太陽光発電設備が設置され、住民の不安もあった。そこで事業実施者に対し、その責務を明確にすべく条例の制定をおこなった。設置に

対する事前協議、また事業計画内容について近隣住民の理解が得ら

れるよう説明責任を果たすことを求めている。

質問

条例第6条には、事業者が事前に町長に申し出た事業計画について協議しなければならぬと規定されている。

当然承認は国がおこなうわけですが、提出された事業計画に対し、誰が何を協議し何を確認した上で設置を認めているのか。

町長

許可制ではなく、届け出をおこなうものである。提出された事業計画書をもとに関係各課において関連法令等の確認をおこなっている。

質問

高池下部地区への発電設備設置に対する地域住民への説明会へ町政として参加していな



ホース収納箱

い。条例第8条の事業者からの、届け出の内容確認をするに当たり説明会へ参加するべきである。参加しなかった理由は何か。

町長

国の法律により設置されており、条例で規制できるものではない。説明会は事業者と住民の対話により理解を深めて頂くことが極めて重要であると考え説明会への出席は、今は控えさせていただいている。

議員

説明を受けた住民の反応を把握することが町の責務。

民間の契約であり、行政の立ち入りがあることは承知しているが、住民の反対がある場合は、行政として、近隣住民へ寄り添った

対応をするよう強く要望する。

## 町内消火栓用ホースの経年劣化管理の強化を求める

ホースの経年劣化管理の強化を提案してから3年もの年月が経過したが計画的な取り替え基準は策定されなかった。事が発生してからでは遅い。

町長

3年前に指摘を受け、毎年30本を購入し、順次入れ替えをおこなった。

議員

消火整備として置く限り劣化したものは取り替え、使用可能なホースを保管すべきである。（この文章は本人がまとめたものです）

購入年月や設置場所、状況写真等、台帳整備をしているが、過去に整備したものは経過年数など把握が出来ていないのが現状。本年度は消防団幹部会において状況報告。まず事務局において既に設置のホースについて、台帳整備をおこなうことを確認している。



太陽光発電設置予定地（高池）



# デジタル庁設置に対する

## 町の取り組みは

榎原 貴子



リモートでの相談体制については、今後情報収集に努めたい。

### 質問

まず、喫緊に進めるべきは、ペーパーレス化である。コピー用紙の使用が激減し、業務の効率が確実に上がる。何百枚とコピー作業をして、書類を作成している職員の負担も減らすべきではないか。

### 総務課長

紙での資料というのは役場内に沢山ある。

端末などで確認可能なものは変えていくように努める。

### 質問

ホームページについてもデジタル化の遅れを感じる。パンフレットを見ているようで、オンライン申請できるシステムが見当たらないか。

### 総務課長

国のデジタル関連法案に伴って、町として考えていきたい。

### 地産地消を取り入れた地域農業の将来ビジョンは

高齢化による農業のリタイアで、耕作放棄地が益々増えていっている。

稲を収穫した後の、



休耕田を復活希望の若者

乾燥、貯蔵、精米、販売が困難になっている。

これを解消するため、カントリーエレベーター（生産者の共同利用施設・大型倉庫）を設置できないか。

米を町内で消費することが可能になり、休耕田を復活させようという若者も出てくると考えるがどうか。

### 地域振興課長

地産地消の取り組みの中では「みんなの店」や学校給食に地域の野菜や米を消費していただいている。

今回の貯蔵施設になると補助金や財源を使うことができるかということ。維持管理に係る経費、人員なども検討していかなければならない。

### 太陽光発電施設設置は再生可能エネルギーの推進とかけ離れている

設置されていないが申請されている件数は、

### 町長

古座川町の事前協議申請は17件である。

### 質問

耕作放棄地などの土地有効利用の考えから、盛んに設置されているものと考えますが、景観の損傷や住民間のトラブルも見受けられる。

過疎地域持続的発展計画で進めている再生可能エネルギーの推進とは全くかけ離れている。

### 優良農地にまで申請がきている。

### 町長

土地所有者と事業者の合意によるものと承知している。

住民の不安にこたえるためにも、十分な説明責任を果たすことが重要と考えている。

### 質問

中古太陽光設備を調

べると沢山でてくる。投資家が20年所有しているという時代ではなく、転売して次の投資家に移るシステムになっている。アメリカ人の所有になっている土地もある。

### 住民生活課長

事業者の変更届が必要となっている。当然継承してくださいと指導していく。

### 議員

再生可能エネルギーは、地熱発電やバイオマス発電などにシフトしてきている。太陽光発電はもはや時代遅れ。古座川町が太陽光パネルの墓場とならないよう十分に注意し、検討すべきである。（この文章は本人がまとめたものです）





# 町長の政治姿勢を問う

大屋 一成



## 事務処理の遅れはありえない

8月10日の産業建設常任委員会において、いまだに道路工事の不適切な事務処理がおこなわれていることが判明した。前回の不祥事から再発防止に取り組む姿勢が見られない。説明を求める。

再発防止については、工事担当者から、月末に工事の進捗状況の報告を受け、また未竣工とならないよう事務を進めている。工事の事務処理については、遅れが生じているので、工事の進捗管理とあわせ、事務処理に遅れが生じないよう指導している。

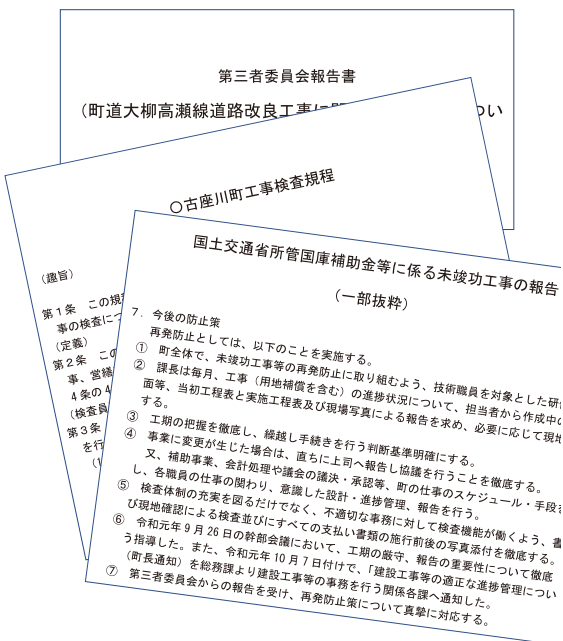
質問 町長の回答は、全然答えになっていない。再発防止について、どんな対応しているのか聞いていない。現場確認や事務処理が遅れたから、工期を延ばすなんて、これは工期に入らない。町には、古座川町工事検査規程があり、一部、和歌山県工事検査規程を応用して、それによると工事完成後、14日以内に検査となっている。今まで、議会や委員会、議会で説明をすべきと言ってきたが、

が検査したことは、悪いことではない。誰がしなければならぬと決まっているわけでもない。職員が事情でできなかったら、課長が代わりにして問題はないと理解している。議員 課長が検査するのは、問題ないと言われているが、なぜ課長が検査することになったか、という理由が問題である。この工事に関して、一つも問題ないというのであれば、この議会の中で言ってもらえばよい。本当の意味で、第三者委員会からの再発防止策、国土交通省へ提出していることに、真摯に取り組んでいくべきである。

## 費用弁償の不整合は説明すべきである

町内のオンブズマンから、公費として支出している費用弁償の不整合についての指摘があり、どこに問題があり、どのような再発防止対策をしたのか。町長 それぞれの課による支払いのため、全体的な情報共有ができていなかった。本人に状況を説明し、返納してもらっている。今後、このようなことが一切ないよう再発防止に努めていきたい。総務課長 各課ごとの情報共有とめたものです(この文章は本人がまとめたものです)

議員 このことについては、正式な場での話も無く、町民の方がたからは、「どうなってるのか」「職員が悪いのか」というようなことも聞いている。今回のことは、まれば、ケースであるが、チェックを十分に気をつけるべきである。



# 町長2期目の公約

## 谷 孝士



町長2期目の公約は公平公正と優しい言葉を町民に対し公表されましたが、その言葉を行政に勤める全員とは言いませんが、少なくとも肩書ある、課長や副課長くらいは厳守してますか。

町長 就任以来、公約の実現及び各種要望などへの対応に努めてきております。

生活支援とふるさとバスの運行見直しをおこない、令和3年6月にアンケートの結果、乗り継ぎの廃止などの見直しを実施いたしま

した。現時点では、運行に対する不満の意見などは全く聞いてございません。むしろ利用しやすくなったという喜びの言葉を多くいただいています。

また、災害対策などとして高池下部区に津波避難施設を計画し令和2年に完成に至っています。次に医療、介護施策につきまして、このた



ふるさとバス

び新型コロナウイルス接種において、本年4月1日の組織見直しにより極めて順調に進め

た。両診療所の医師を始め看護師に協力いただいたスタッフの方がたに大変感謝をしているところで

### 質問

町長が先に話されました件でほとんどやっていると思いますが、ふるさとバスについて、

平井地区の方より乗り継ぎで不便と話されました。また土曜日と日曜日の運休は死活問題であると話します。

総務課長 平井添野川につきましては、スクールバスとの接続という点でどうしても乗り換えが必要となつてきます。これは以前からそのような運行であり、乗り換えなしでというのは運行が経費の面でも難しい。今後の課題というところで、ご理解いただきたい。

### 議員

私は、今日までに中道教育長にいじめを始め、問題が発生する度に中道教育長に話に行き、問題については単刀直入に話をしましたが、自分達の仲間を庇うのと事件を事件でないように論点をずらし応答してました。

中学校に入学する子供がなにも問題がなく、その両親を学校に呼び、兄がおこした内容を一部始終を弟に話し聞かすようにと話します。また、父親に対して以前は固定の仕事をしていました。今は運転をしており、何処でも仕事ができる。と小学校の先生に言われたと私に話しました。

（この文章は本人がまとめたものです）

令和元年10月1日から、町内バスの運行が変わります。

### 町内バス時刻表

令和元年10月改定

ふるさとバス小川線

車本方面行き						田川方面行き									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫				
7:00				15:30	田川					11:32	15:02				
7:02				15:32	西赤木					11:30	15:00				
7:17				15:47	上平					11:15	14:45				
7:19	10:22			13:42	15:49	流の滝	10:03	11:13			14:43	18:01			
7:21	10:24			13:44	15:51	小川総合センター	10:01	11:11			14:41	17:59			
7:25	10:28			13:48	15:55	長瀬尾	9:57	11:07			14:37	17:55			
7:26	10:29			13:49	15:56	榎平	9:56	11:06			14:36	17:54			
7:29	10:32			13:52	15:59	山手	9:53	11:03			14:33	17:51			
7:36	10:39			13:59	16:06	中崎	9:46	10:56			14:26	17:44			
7:41	10:44			14:04	16:11	砂原橋	9:41	10:51			14:21	17:39			
7:46						明神学校前									
7:46						下柳									
				10:46前	14:06前	16:13前									
7:50	10:00前	10:50前	12:55前	14:15前	16:20前	保徳福祉センター	9:39				14:19前	17:37前			
7:52	10:02	10:52	12:57	14:17	16:22	高瀬		10:45前	11:35前	12:35前	14:10前	17:32前			
7:53	10:03	10:53	12:58	14:18	16:23	ぼたん庄		10:42	11:32	12:32	14:07	17:30			
7:54	10:04	10:54	12:59	14:19	16:24	字の谷		10:41	11:31	12:31	14:06	17:29			
7:55	10:05	10:55	13:00	14:20	16:25	宇津木		10:40	11:30	12:30	14:05	17:28			
7:57	10:07	10:57	13:02	14:22	16:27	役場前		10:38	11:28	12:28	14:03	17:26			
				10:10	11:00	13:05	14:25	16:30			10:35	11:25	12:25	14:00	17:23
8:00	10:16	11:06	13:11	14:31	16:36	オークワ前		10:29	11:19	12:19	13:54	17:17			
				10:20	11:10	13:15	14:35	16:40			10:25	11:15	12:15	13:50	
8:04															17:13
8:18															16:59
8:24															16:53

● 本川線、小川線共通のバスを運行します。  
 ● 本町コミュニティバスの運行時刻です。  
 ● 小川線②～⑤、⑧～⑩のJR古座駅～JR車本駅間は、車本町のコミュニティバスをご利用ください。(運賃…200円)

#### 古座川ふるさとバスのご案内

- 運賃について
  - 【基本運賃】 一般(小学生以上) 100円
  - 幼児(小学生未満) 無料
- 2町内はフリー乗降です。厚達し、おい場所でお降りください。乗車時には手を挙げるなどして合図してください。運転手が停車するのは危険と判断した場合は乗り降りできません。
- 乗り継ぎについて
  - 保徳福祉センターにおいて乗り継ぎがあります。同日に乗り継ぎをする場合は、1乗車分の100円で済みます。
  - 【乗り継ぎの方法】
    - ①保徳福祉センターでバスを降りる際、運賃を支払った後、運転手から「乗り継ぎ券」を渡り取ってください。
    - ②次に乗ったバスを降りる際に、運賃の代わりに「乗り継ぎ券」を運転手に渡してください。
    - ※「乗り継ぎ券」は、後のバスを降りるまで無効なようご注意ください。
- 運行について
  - ふるさとバスは毎日運行します。スクールバスは土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く日に運行します。
- お問い合わせ
  - 古座川町役場 総務課 電話 0735-72-0180

# 7月臨時会

(7月9日～26日)

## 審査請求に係る特別委員会を設置

職員への賠償責任に関する審査請求。

平成30年度発生の大柳高瀬線改良工事で、不適切な事務処理により115万円余りの加算金の返還が生じた。

審査請求人は、損害賠償の額が副町長及び課長より大きいのは不当であり、副町長、課長、検査員の賠償金額を責任に応じた額に変更するように町長に対し請求した。

審査については議長を除く8人の委員で構成する「特別委員会」を設置し、審査結果は次のとおり。

なお、この諮問に対する答申は、却下(法定要件を欠いている場合)、棄却(無効の言い渡しをする場合)、認容(処分取り消し、または事実行為撤廃と

なる場合)のいずれかで答申する。

## 討論

棄却

審査請求人は検査員という重責にありながら、工事検査規程に反し、虚偽の検査調書へ押印するという、任務を免脱する行為をおこなった。このたびの賠償金額は責任に応じた順位になっていると判断し、本件審査請求は棄却されるべきである。

課の責任者の課長が押印を認めていたという判断をし、課長より重たい処分はあり得ないと考えるので認容に賛成する。

## 採決

特別委員会では、3対4で「認容」に決定。棄却

瀧口定延、中田善和、淡佐口幸男

認容

佃奈津代、大屋一成、谷孝士、榎原貴子(洞佳和委員長は採決に加わらない)

## 本会議では

7月26日、特別委員会の結果「認容」とした旨を委員長報告としておこない、改めて本会議において審議をおこなった。

結果、「認容」とすることに対し、4対4の可否同数で議長採決となり、議長は認容とすることに「否」と採決。続いて、この諮問に対し「棄却」とする旨の動議があり、討論は次のとおり。

## 討論

反対

監督員から報告を受けた課長が工事を続行させたことが引き金である。上司の副町長、町長に報告すべきであった。

賛成

上司の指示に従わなければならぬという項目はあくまで通常業務であり、検査業務においては検査規程を優先して適用すべきである。賠償金を減額する根拠には当たらない。

## 採決

4対4の可否同数となり、議長採決により「棄却」と答申することになった。

反対者

佃奈津代、大屋一成、谷孝士、榎原貴子

賛成者

瀧口定延、中田善和、淡佐口幸男、洞佳和

## 要請第2号

7月26日に総務委員会に付託された、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについて、令和3年9月10日に審議をおこない不採択となった。

## 討論

反対

代替の基地として大浦湾を埋め立ててつくっているのが辺野古新基地である。その工事に遺骨を含む土砂が使われているのは許されない。委員長報告に反対する。

賛成

危険な普天間基地を除去して新しい基地をつくるのが、政府と政府、政府と沖縄の約束であったので、早く工事を進めてもらいたい。

## 採決

賛成多数で可決

反対者

洞佳和

賛成者  
佃奈津代、瀧口定延、中田善和、大屋一成、淡佐口幸男、谷孝士、榎原貴子



## 編集委員会より

朝夕が涼しくなり虫の声も聞こえだし、秋の気配を感じるようになりました。

9月議会では決算の認定をおこないました。議員の活動としましては、10月1日に県内町村議員研修が串本町でおこなわれました。

議題は「持続可能な開発目標SDGsを活かしたまちづくり」でした。17のゴールがあり、誰一人取り残さないことを誓い、世界中で様々な分野のネットワーク組織が動き出しているとのことで、その中でも古座川町は遅れをとっています。

私たち議員も新しいことへの挑戦として、SDGsを勉強していくべきと感じました。

議会での議論が町民のみなさんにわかりやすく届くよう、丁寧な紙面づくりに注力していきます。

(榎原 貴子)